

訪問看護利用契約書
(医療保険)

社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

_____様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者である興寿苑 訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

（訪問看護計画とサービスの提供）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って訪問看護を計画的に提供します。

- 2 事業者は、訪問看護計画書を作成し、作成した場合は利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに訪問看護計画の変更等の対応を行います。
- 4 緊急時の訪問看護体制は整えてありますので、24時間いつでもご連絡いただけます。又、その状況により必要時の訪問を致します。

（サービス提供の記録等）

第4条 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 事業者は、利用者に対し、利用者の求めに応じて保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物を交付します。

（利用者負担金及びその滞納）

第5条 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

- 2 利用者が、正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、30日以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書または口頭により解除することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

(利用者の解除権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解除権)

- 第7条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する著しい不信行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書または口頭によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

(契約の終了)

- 第8条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 2 第6条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
 - 3 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
 - 4 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が医療機関または介護保険施設等に入院又は入所等した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

- 第9条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び後見人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
 - 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(秘密保持)

- 第10条 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する個人情報を利用する必要がある場合には、利用者及び家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(苦情対応)

- 第11条 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(緊急時等の対応)

- 第12条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応を講じます。

(契約外条項等)

- 第13条 この契約に定めのない事項及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めま
- す。
- 2 この契約書は、後期高齢者医療制度に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

(合意管轄)

- 第14条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、横浜地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【ご利用者（ご契約者）】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【上記代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

【事 業 者】

住 所 神奈川県横須賀市池上 6丁目5番21号

事業者名 社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

代表者名 理事長 坪内 正 印

訪問看護サービス同意書

興寿苑 訪問看護ステーション

24 時間連絡体制により興寿苑 訪問看護ステーションが行っている、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算・特別管理加算を算定することについて説明を受け、内容を確認いたしましたので、訪問看護サービスの24 時間対応体制加算・特別管理加算を算定することに同意いたします。

令和 年 月 日

説明者 興寿苑 訪問看護ステーション 担当

同意者 (ご利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者家族) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(本人との関係)

この同意を証するため本書を2通作成し、同意者と説明者(事業者)が1通ずつ保有するものとします

事業者

住 所 神奈川県横須賀市
池上6丁目5番21号

事業者名 社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

代表者氏名 理事長 坪内 正 印